

# 登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物について



令和元年12月23日

農林水産省  
食料産業局

# 登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類の拡大（案）について

- 対象植物は登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準にもとづき選定
- 基準のBの類型（現在有効な登録品種がない植物）に該当する植物を選定
- 野菜、草花類、観賞樹で9種類が該当

## 選定植物一覧

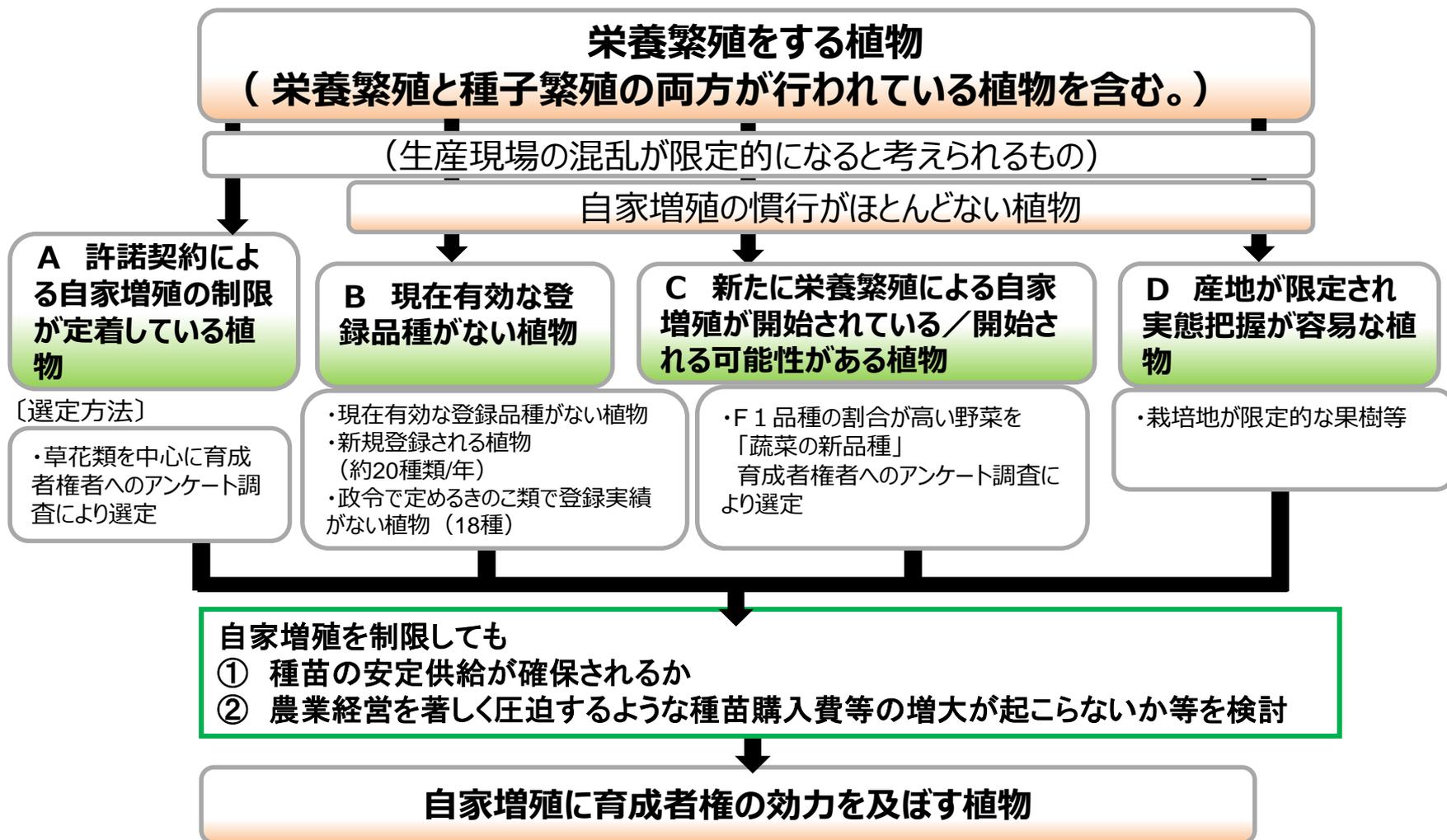
野菜	1種類	ミツバ属
草花類	4種類	エウリオプス属、キンバラリア属、ヒゴタイ属、マツヨイグサ属
観賞樹	4種類	ケアノツス属、ノボタン属、パロツティア属、レケナウルティア(ハツコイソウ) 属

## （参考）種苗法施行規則別表第三に掲載されている植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	33	9	202	110	33	387

# 登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準

- 農業者の自家増殖に関する検討会において自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準が合意
- 同基準に基づき育成者に対するアンケート等を行い候補植物を整理し、随時、対象植物を拡大



注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。

# 登録品種の自家増殖の見直しに関する検討の経緯 ①

## ○平成10年 種苗法改正

農業者が従来から慣行として行っていた自家増殖については育成者権が及ばない。  
ただし、以下の場合には育成者権の効力が及ぶ。

- ① 省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗  
(バラ、カーネーション等23種類)
- ② 契約で別段の定めをした場合

## ○平成16年「植物新品種の保護に関する研究会」報告

植物新品種の保護に関する研究会「自家増殖に関する分科会」において、自家増殖に育成者権の及ぶ植物の範囲決定の考え方及び今後の進め方についてとりまとめを行った。

### 【基本的考え方】

- 1 新品種の正当な利益を確保し、新品種の育成を促進して我が国農業の国際競争力の強化を図るためには、農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者の効力の及ぶ範囲を拡大し、将来的には、自家増殖には原則として育成者権を及ぼすことを検討すべきである。
- 2 現状においては、多くの農業者にとって自家増殖に関する許諾についての認識が十分でないため、自家増殖に育成者権の効力が及ぶこととした場合には、大きな混乱が想定される。また、農業者側には、種苗の購入等の増大により農業経営が圧迫されることや安定的な種苗供給に支障が生じることについて、強い懸念がある。
- 3 当面は、自家増殖に関する許諾料の徴収等の契約が定着した植物、及び従来自家増殖の慣行のほとんど存在しなかった植物について、順次、育成者権の効力が自家増殖に及ぶ植物として追加していくことが適当と考えられる。

### 【自家増殖に育成者権を及ぼすべき植物】

- A: 自家増殖に関する契約が定着している植物
- B: 従来我が国ではほとんど経済栽培が行われていなかった植物
- C: 新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている植物

# 登録品種の自家増殖の見直しに関する検討の経緯 ②

## ○平成18年 種苗法施行規則改正

登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の種類を拡大

- ・パパイヤ、オリヅラン、ほんしめじ等59種類を追加

## ○平成20年度「農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査」

多様な生産者への制度普及の必要性

- ・登録品種の自家増殖に関する制度の内容を知っていた農業者の割合は42%（調査結果）
- ・十分に周知が進んでいない可能性 → 許諾が必要な品種について、誤って自家増殖してしまうおそれ
- ・自家増殖を行う理由として54%が「必要な種苗の量の確保」と回答

## ○平成27年度「自家増殖に関する検討会」における検討結果

登録品種の自家増殖に関する検討会において、「登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」を策定

（基準）以下の基準を満たす植物について、今後、定期的に自家増殖に育成者権が及ぶ作物に追加

- ・許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物
- ・現在有効な登録品種がない植物
- ・新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている／開始される可能性がある植物
- ・産地が限定され実態把握が容易な植物

## ○平成28年度以降は基準に基づき対象となる植物を随時追加

基準に基づき対象となる植物を選定し、定期的に農林水産省令に追加。

- ・平成29年3月、生産者及び育成者権者に対するアンケート結果により、登録品種の自家増殖の制限が定着している植物及び有効な登録品種がない植物等209種類を追加。
- ・平成30年3月、有効な登録品種がない植物（新規植物、登録満了）を中心に67種類を追加。
- ・平成31年3月、31種類を追加。